

求人者の皆様へ

手数料返戻金制度について

当社の有料職業紹介により入社した方について、入社日から90日未満に求職者の自己都合による退職、または求職者の責めに帰すべきにより雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次の定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返戻する制度を指します。

【 返戻率 】

入社日から退職までの期間に則り、以下のように定めます。

期間	返戻率
入社日以後30日未満に退職	80%
30日以上90日未満に退職	50%
90日以上経過してから退職	0%

※ 契約書、覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

【 返戻の免責 】

以下の項目に該当する場合は返戻義務が免責となります。

- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、就労時間、賃金、採用条件の相違）または虚偽により退職になった場合
- ・職場環境に係る重大な問題（故意の排訴、嫌がらせ等）により退職に至った場合
- ・職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ・事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・求職者の死亡、その他不足の事態（天変地異、騒乱）により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・求人者が当該労働者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書類を弊社に提出できなかった場合
- ・求人者と弊社での協議の上で、返金の必要がないと判断された場合

以上

有料職業紹介事業許可番号 23-ユ-302735
株式会社R G F